

令和2年度 阪神港 集貨事業Ⅱ

募集実施要領（共通事項）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港が西日本のゲートポートとして、アジアの主要港並みのサービス水準を提供することにより、西日本諸港の海外トランシップ貨物を内航フィーダー貨物等に転換・集約し、取扱貨物量を増加することで、国際基幹航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

当社は、阪神港の集貨事業として、次の個別事業を募集します。

<個別事業>

- ⑦ 内航フィーダー貨物支援事業
- ⑧ 陸上貨物誘致事業
- ⑨ 国内フェリー貨物支援事業

事業の内容等については、この「募集実施要領（共通事項）」によるほか、各個別事業の「募集実施要領（個別）」のとおりとします。

上記個別事業以外にも「阪神港」の貨物増加につながるものについては柔軟に対応させていただきますので、ご提案いただきますようお願いいたします。なお、本事業での阪神港とは、大阪港と神戸港を指します。

3. 委託対象期間

委託を受けようとする対象期間および、当該年度の事業実績報告書（様式4等）の提出期限は下記の通りとします。提案事業者は、事業実績報告書を提出できる範囲内で委託対象期間を設定してください。

事業名	対象期間 ※1	事業報告書の提出期限
⑦内航フィーダー貨物支援事業 ⑨国内フェリー貨物支援事業	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	下記のいずれか早い日 i) 委託事業が完了した日から10日を経過した日 ii) 令和3年3月31日（水）
⑧陸上貨物誘致事業	令和2年4月1日から 令和3年2月28日まで	下記のいずれか早い日 i) 委託事業が完了した日から10日を経過した日 ii) 令和3年2月28日（日）

※1：対象期間は、当該コンテナ貨物が阪神港へ搬入出された期間を示します。

4. 応募方法（事業計画提案書等の提出）

(1) 提出書類

- ① 各個別事業の募集実施要領に定める事業計画提案書（様式1）等
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 申立書（様式3）
- ④ 提案内容の根拠が確認できる資料等

※ 提案内容を確認するため、追加の書面の提示、及び説明を別途求める場合があります。

※ 過年度から継続して行われている事業は、過年度の事業実績がわかる資料を提出してください。

※ 本事業の予算がなくなり次第、予告なく受付を終了することがあります。

※ 複数の事業者で事業計画を作成する場合は、代表事業者を定めてください。

なお、各事業の提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

(2) 提出部数

各 1部（A4版での提出をお願いします）

(3) 応募期間及び提出場所

- ① 期 間 令和2年4月1日（水）～9月30日（水）（土・日曜日、祝日を除く）
9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

※ただし、応募状況によっては9月30日（水）の応募期間終了後に追加募集を行う場合があります。

（当社ホームページ <http://hanshinport.co.jp/> にてご案内いたします。）

- ② 場 所 阪神国際港湾株式会社
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階
営業部 営業課 ☎ 078-855-3206（直通）

(4) 提出方法

持参または郵送により上記提出場所まで提出してください。

※郵送応募の場合は、上記応募期間内必着とします。

5. 委託対象事業の決定

(1) 事業決定・通知及び業務委託契約

提出された事業計画提案について、当社が審査したうえで順次事業決定をします。なお、審査にあたっては、必要に応じ当社より修正をお願いする場合がございます。審査後、事業決定は業務委託契約の締結をもって行います。※別途書面により事業決定通知が必要な場合はその旨をお伝えください。

事業決定しなかった場合、改めてその旨ご連絡いたします。

業務委託契約に関する手続きは、事業決定した代表事業者に別途ご連絡いたします。

(2) 事業の対象外

提案者が次の各号に該当する場合は、事業提案の審査は行いません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ② 大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益のためになると認められる又はその恐れがあると認められる場合

(3) 事業計画の取り下げ

業務委託契約の締結までに応募を取り下げる際には、速やかに当社に申し出てください。

(4) 事業計画の変更

業務委託契約の締結後に事業計画を変更する必要がある場合には、当社と事前に協議したうえで事業計画（中止・変更）届（様式5）を速やかに提出してください。

ただし、変更内容によっては、予算の範囲内で業務委託契約書の内容変更を行う場合があります。

(5) 業務委託契約の変更・解除

業務委託契約の締結後に本事業に関して虚偽の申請や報告などの不正行為等が明らかになった場合は、業務委託契約を変更または解除のうえ、事業の進捗状況に関わらず、受託者の本件にかかる一切の損害及び委託料はお支払いできかねますので、ご注意ください。

また、不正行為等の他、当社から連絡があった期日までに必要書類を提出いただけない場合は、当社の判断で事業を中止とさせていただきますので、上記と合わせてご注意ください。

また、業務委託契約締結後に事業計画を大きく変更する場合も、業務委託契約を変更もしくは解除する場合がございます。

(6) 事業の中止

業務委託契約の締結後に事業を中止する場合は、事業計画（中止・変更）届（様式5）を速やかに提出してください。内容を確認のうえ業務委託契約の解除又は変更を行います。

6. 業務委託料の支払い

(1) 事業報告にあたっての提出書類

事業実績報告にあたっては、各個別事業の募集実施要領に定める報告書等を提出してください。

なお、月次報告書については、提出期限を対象月の翌月の10日までとします。

(2) 報告期限

委託事業が完了した日から10日を経過した日又は i) 個別事業⑦および⑨に応募の場合：令和3年3月31日（水）、ii) 個別事業⑧に応募の場合：令和3年2月28日（日）のいずれかの早い日までに上記提出書類を当社宛に提出してください。

上記期日までに報告書等の提出が無い場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(3) 業務委託料の確定

事業実績報告書について、当社が検査のうえ確定額を通知いたします。
業務委託料の確定額が当初契約額から変更する場合は、最終確定額にて委託契約の変更を行います。
なお手続きは別途通知いたします。

(4) 業務委託料の請求

確定額の通知を受けた事業者は、速やかに当社様式による請求書に必要事項を記入し、当社宛に提出してください。

(5) 業務委託料の支払い

確定された業務委託料は、契約事業者に対して請求から概ね1か月後にお支払いします。ただし、事業決定を取り消した場合は、業務委託料の支払いはいたしません。

(6) 業務委託料の返還

5の(5)に定める事由などにより事業決定が取り消され、業務委託契約が解除された場合などで、当社が業務委託料を支払い済みの場合、6の(7)に定める違約金及び遅延利息等を加えたうえで、業務委託料の返還を求めることがあります。この業務委託契約の履行が完了した後においても、同様とします。

また、業務委託料の支払い完了後において、支払い額の算出根拠となる数値の誤りや記入漏れなど各種書類の不備が明らかとなった場合、別途協議のうえ業務委託料の返還を求めることがあります。

なお、当該返還は、契約事業者が、合併、分割、株式交換、株式移転その他の組織改編行為、事業譲渡等を行う場合についてはその承継者等にも求めることがありますので、このような行為を行う場合は事前に書面により当社に通知したうえで、当社からの同意を求めてください。

(7) 違約金及び遅延利息

契約事業者は、上記5の(5)に定める事由などにより業務委託料の返還を命ぜられた場合、納付日に応じて、業務委託契約書約款に定める違約金及び遅延利息を当社へ納付していただきます。

(8) その他

事業計画提案書、及び事業実績報告書における「輸送品目」が具体的に記載できない場合、港湾統計上の82品目分類 (<http://www.mlit.go.jp/common/001277868.pdf>) を参考にご記入ください。

事業者に対し、当該委託事業に関する報告を別途求めることがあります。

阪神港を経由して輸送が行われていることを確認するため、報告内容に応じて別途当社が指定する件数の関係書類の提出(B/L(写し)等)を求めます。併せて、検査(現地立会や関係書類の確認など)を実施する場合があります。

7. 事業実施の基本的な流れ

(凡例)



【応募期間】

令和2年4月1日～9月30日

※予算が無くなり次第、予告なく受付を終了することがあります。

※ただし、募集状況によっては9月30日(水)の応募期間終了後に追加募集を行う場合があります。

(当社ホームページにてご案内いたします。)

【事業実績報告書の提出期間】

委託事業が完了した日から10日を経過した日
又は

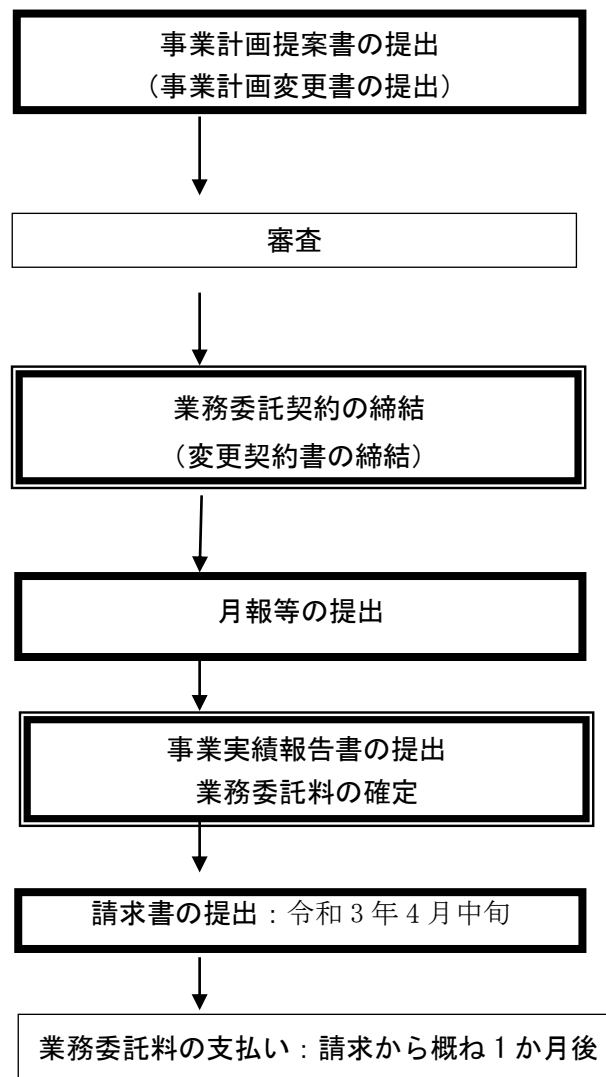
i) 個別事業⑦および⑨応募の場合：

令和3年3月31日(水)

ii) 個別事業⑧に応募の場合：

令和3年2月28日(日)

上記いずれかの早い日まで



8. 業務委託契約書の基本的な様式

次項 業務委託契約書 基本様式(仕様書含む)を参照ください。

委 託 契 約 書

契約番号 第 号

業 務 名											
委 託 期 限	年 月 日 まで										
委 託 料			十億			百万			千		円
うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額											
第9条に定める前払金等 委託料	<input type="checkbox"/> あり (円)					<input type="checkbox"/> なし					
	支払時期										
第13条に定める保証期 間	1年										

上記の業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって、公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

委託者 住 所 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
名 称 阪神国際港湾株式会社
代 表 者 代表取締役社長 Ⓜ

受託者 住 所
名 称
代 表 者 Ⓜ

阪神港の集貨業務委託に伴う仕様書

【仕様】

1. 履行場所
2. 委託期限
3. 業務内容
4. 業務委託料
5. 輸送貨物量
6. 超過貨物
7. 支払方法
8. 検査
9. その他